

令和5年度 南大隅町議会定例会5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年 5月 9日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（5番）浪瀬 敦郎 議員 （6番）上之園 健三 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
 （書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総務課係長	原 琢 磨 君
		総務課係長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年 5月 9日 午前11時51分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 審議期間の決定

(議案上程・報告・質疑)

日程第 3 報告第 1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 4 報告第 2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 5 承認第 1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 6 同意第 1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件
日程第 7 議案第 1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 8 常任委員の選任について
日程第 9 議会運営委員の選任について

▼ 開会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、令和5年度南大隅町議会定例会5月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、浪瀬敦郎議員及び上之園健三議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。
5月会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、5月会議の審議期間は、本日のみ1日間に決定しました。

▼ 日程第3 報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

▼ 日程第4 報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（松元勇治議員）

日程第3、報告第1号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第4、報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまで、以上2件を一括議題とします。
提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

ただいま一括報告となりました報告第1号並びに第2号の2件についてご報告を申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町民税及び軽自動車税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の限度額について所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

議長（松元勇治議員）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第2号について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第5 承認第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

議長（松元勇治議員）

日程第5、承認第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

承認第1号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてであります。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の執行について、去る4月1日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千7百94万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億6千9百65万6千円としたものであります。

歳出予算では、ワクチン接種に伴うコールセンター業務委託や医療機関への接種委託などの経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として国庫補助金、繰入金を計上いたしました。

以上、よろしくお願いたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分
の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決
処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

10：07

～

10：08

（ 畦地税務課長 退出 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第6 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第6、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第1号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本案は、本町の固定資産評価員に、南大隅町根占川北1406番地1、畦地茂穂氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立を願います。

起 立 多 数 （全員起立）

議長（松元勇治議員）

起立多数です。

したがって、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

10 : 10

～

10 : 10

（ 畦地税務課長 入場 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第7 議案第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）について

議長（松元勇治議員）

日程第7、議案第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第1号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百95万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億7千9百60万8千円とするものであります。

歳出予算は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業、縁ひろがれプロジェクト事業に係る経費でございます。

歳入は、国庫支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ計上したものでございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第1号 一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうから主なものをご説明いたします。

6ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金6百46万円は、子育て世帯生活支援特別給付金の事務費と給付金に係る交付金としてそれぞれ計上いたしました。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金49万2千円は、今回の補正に係る財源調整として計上いたしました。

続いて、21款諸収入、3項雑入、1目雑入3百万円は、人生100年時代づくり・地域

創生ソフト事業交付金として計上いたしました。

次に、歳出でございますが7ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費3百49万2千円は、縁ひろがれプロジェクト事業に係るものでございます。内訳の主なものでございますが、8節旅費92万5千円は研修旅費として、12節委託料85万円は成果物作成委託として計上いたしました。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費6百46万円は、子育て世帯生活支援特別給付金に係るものでございます。主なものは、18節負担金補助及び交付金6百万円は、子育て世帯生活支援特別給付金として計上いたしました。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（後藤道子議員）

縁ひろがれプロジェクトの件でちょっとお伺いしたいんですが、モデル自治会を2カ所の選定というふうになってますが、この選定方法はどのような選定方法でされるのか伺います。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

今ご質問のありました2つの自治会の選定についてですけれども、まずは公募をしようというふうにご考慮しております。

具体的には、今月広報南大隅のほうに募集の記事を掲載しようというふうにご考慮しているところでございます。

議長（松元勇治議員）

よろしいですか。他にありませんか。

ないようでしたら質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10：16

～

10：23

（ 執行部 退場 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第8 常任委員の選任

議長（松元勇治議員）

日程第8 常任委員の選任を行います。

南大隅町議会委員会条例第3条及び第4条の規定によって、令和5年4月23日をもって常任委員の任期は満了しておりますので、新たに常任委員を選任します。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定及び議会運営に関する申し合せによって、議長が会議に諮って指名することになっています。

よって、議長としては、地域性、定数関係ともならみ合わせて調整し、まず、総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の構成を決定し、その後、広報広聴常任委員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

10：26

～

10：26

（ 総務民生・教育産業常任委員会構成表配付 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

総務民生・教育産業、両常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び

第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、総務民生・教育産業、両常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっています。

場所を、総務民生常任委員会は全員協議会室、教育産業常任委員会は委員会室と定め、直ちに招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10 : 28

～

11 : 30

（ 常任委員会開催・広報広聴常任委員会構成表を作成・配付 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定しました旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生常任委員会委員長に日高孝壽議員、副委員長に大坪満寿子議員。

教育産業常任委員会委員長に津崎淳子議員、副委員長に森田重義議員。

以上のとおりであります。

次に、広報広聴常任委員会の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。
委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっています。

直ちに、広報広聴常任委員会を全員協議会室に招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

11 : 32

～

11 : 41

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定しました旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に幸福恵吾議員、副委員長に平瀬十助議員、以上のとおりであります。

▼ 日程第9 議会運営委員の選任

議長（松元勇治議員）

日程第9 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を全員協議会室と定め、直ちに議会運営委員会を招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

11:43

～

11:50

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に幸福恵吾議員、副委員長に森田重義議員、以上のとおりであります。

▼ 散会

議長（松元勇治議員）

以上で全部の日程を終了しました。

令和5年度南大隅町議会定例会5月会議を散会します。

散 会 : 令和5年 5月 9日 午前 11時51分